

第14期 医療法人長晴会処遇改善計画書（介護職員キャリアパス要件規程）

第14期医療法人長晴会処遇改善計画は本書及び以下の書類にて規定する。

別添① 医療法人長晴会キャリアパス要件

別添② 医療法人長晴会キャリアパスシート

別添③ 介護職員基本給テーブル

支給期間 … 令和3年5月～令和4年4月（勤務期間：R3.4.21 ～ R4.4.20）

支給内容

1. 処遇改善手当 下記の用件に当てはまる職員に対して所定の金額を処遇改善手当として支給する。

項目		介護福祉士	介護職員実務者研修修了	その他
1	<p>介護職員処遇改善計画を正しく理解し、実践できている。</p> <p>① 計画を理解し、届出等を遅滞なく提出できている。</p> <p>② 部下へ計画の周知徹底ができている。</p> <p>③ 勉強会、会議を実施できている。</p> <p>④ 必要書類の作成、管理ができている。</p> <p>⑤ その他処遇改善加算にかかる業務を実践できている。</p> <p>※ ②～⑤はセクション長のみ対象</p>	<p>0円/月</p> <p>(必須)</p> <p>クリアできない場合は処遇改善手当を支給しない</p>	<p>0円/月</p> <p>(必須)</p> <p>クリアできない場合は処遇改善手当を支給しない</p>	<p>0円/月</p> <p>(必須)</p> <p>クリアできない場合は処遇改善手当を支給しない</p>
2	<p>職業人、介護職員としての基本的な心構えができている。</p> <p>① 誰にでも気持ちの良い挨拶を実践している。</p> <p>② 法人の規則や上司の指示を正しく理解し、遂行している。</p> <p>③ ホウ・レン・ソウを実践し、職員間のコミュニケーションがとれている。</p>	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月
3	<p>介護職員として指導力があり、実践している。</p> <p>① 部下、後輩の指導ができている。</p> <p>② 新人職員の教育係を担当している。</p>	2,000円/月	1,000円/月	1,000円/月
4	<p>制限なく就業できている。</p> <p>① 既定回数以上の夜勤ができている。 入所系 → 4回+外部夜勤若しくは5回以上 在宅系 → 外部夜勤2回以上</p> <p>② 変則勤務ができている。 入所系 → 早出遅出に制限なく勤務できている。 在宅系 → 深夜早朝に制限なく勤務できている。</p> <p>③ 土・日・祝日に制限なく勤務できている。</p>	2,000円/月	2,000円/月	1,000円/月
5	<p>介護記録・介護計画書が作成できている。</p> <p>① ほのぼのの操作を理解し、正しく記録できている。</p> <p>② ICFを理解している。</p> <p>③ ケアマネの計画を理解し、計画書を作成している。</p> <p>④ 介護計画書の確認、管理ができている。</p> <p>※ ④はセクション長のみ対象</p>	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月

6	介護技術評価	① 10,000 円/月	① 10,000 円/月	① 10,000 円/月
	① 最終評価で1点の項目がなく91点以上			
	② 85点以上	② 4,000円	② 4,000円	② 4,000円
	③ 75点以上	③ 2,000円	③ 2,000円	③ 2,000円
	※ 上記の内、金額の高い項目を支給 ※ 班長が実施する上司評価において、最終評価との点数が一人に対し15点以上の差異がある場合、該当の班長は適性な評価ができないとみなしこの項目の手当は支給しないものとする。			
7	主たる業務が介護職以外の職員が外部夜勤を2回以上実施、若しくは深夜早朝の訪問介護サービスを提供できる。	5,000円/月	5,000円/月	5,000円/月
	最大支給額	16,000円/月	15,000円/月	14,000円/月

※ 実際に新人職員の指導を担当する職員は、該当する新人職員が入職後3ヶ月に限り、毎月支給する処遇改善手当に2万円加算する。H31.4.11改定 R2.4.1廃止

短時間パート（週労30時間未満）

項目		介護福祉士	ヘルパー2級相当	その他
1	月100時間を超えて勤務ができる	時給+150円		

補足事項

※ 職員ごとに1～7のできる項目を担当統括とセクション長が判断し、支給額を決定する（毎年4月9日に見直し）

※ 週労30時間未満で雇用されている。短時間パートタイマーが月の労働時間が100時間を超えた場合、当該月の給与と通常の時給に加算額を加えた額で計算する。

2. 定期昇給額（H21からの積み上げ）

基本給、調整手当、職務手当の見直し分

平成29年4月以降採用者に関しては、基本給の内20,000円を処遇改善加算からの持ち出しとする。

3. 夜勤手当の増額

夜勤手当の見直しによる増額分

4. 特別賞与

夏季・冬季賞与支給時に賞与とは別に勤務態度などを評価して支給する。

5. 一時金

処遇改善加算の給付額から前項1～5で支給した残金を毎月積み立て平成30年4月の給与もしくは賞与として支給する。（介護保険法の解釈により、支給時期が変動する場合があります。）

支給額の算定方法

① 1年間積み立てた金額に1,000円を加えた金額を原資とする。

② 支給額は資格の取得状況、勉強会や研修の参加状況、夜勤宿直の回数等をみて法人が決定する。

6. 法定福利費増額分（H21からの積み上げ）

処遇改善することにより増額された法定福利費（保険料など）

夜勤1回ごとに1,000円支給していた夜勤手当（2）は13期より廃止

※ ここに定める規定は処遇改善加算を算定している期間に限り適用する。

また、計画については毎年見直し、介護職員へ周知するものとする。

※ 退職手続中の者に関しては処遇改善手当を支給しないものとする。但し、規定に従い退職する者に関してはこの限りではない